

加古川市 SDGs ロゴマーク使用取扱要領

令和4年3月31日

企画部長決定

1 趣旨

この要領は、加古川市において、SDGs の普及啓発を図るとともに、多様な主体の SDGs に関連する取組のさらなる推進を後押しするため作成した加古川市 SDGs ロゴマーク(以下「ロゴ」という。)の使用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 権利の帰属

ロゴの一切の著作権及びそれに付随する権利は、加古川市(以下「市」という。)に帰属する。

3 遵守義務

ロゴを使用する者(以下「使用者」という。)は、本取扱要領及び別記加古川市 SDGs ロゴマーク使用ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を遵守しなければならない。

4 禁止事項

次の各号のいずれかに該当する場合はロゴの使用を認めない。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけるおそれがある場合
- (2) SDGs の正しい理解の妨げ、又はそのおそれがある場合
- (3) 法令や公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体に対する市の支援又は公認を受けているような誤解を与えるおそれのある場合
- (5) 自己の商標として登録するなど独占的に利用しようとする場合
- (6) 使用目的が明らかでない場合
- (7) 市の事業や市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (8) 市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条に定める暴力団もしくは暴力団員、又はこれらの者と密接な関係を有する者が使用する場合
- (9) その他市が適切でないと判断した場合

5 使用報告

使用者は、使用の2週間前までに「加古川市 SDGs ロゴマーク使用届出書」を市に提出しなければならない。

6 使用者の責任等

使用者は、ロゴの使用により損害、損失及び不利益等（第三者との紛争等を含む。以下「損害等」という。）が生じた場合、その旨を市に報告するとともに、自己の責任と負担において速やかに対応するものとし、市は一切の責任を負わない。また、ロゴの使用に際して故意または過失により市に損害等を与えた場合は、市に賠償しなければならない。

7 使用料

ロゴの使用料は無料とする。

8 使用取消

この要領やガイドラインに反するロゴの使用を発見した場合、使用者は市の指示に従い直ちに使用を中止しなければならない。また、使用中止により使用者に発生した損害等について、市は一切の責任を負わない。

9 公表

市は、使用者の承諾なく使用者の法人・団体名、使用者所在地、使用方法及び使用状況等を公表することができる。

10 取扱要領の変更

この要領は、市が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、取扱要領が変更された場合、使用者は変更後の取扱要領に従わなければならない。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。